

平成 23 年度
一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

平成 23 年 3 月

佐 伯 市

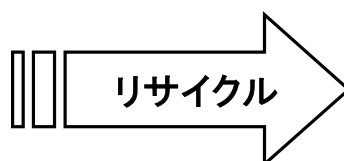
みんなで取り組もう！

紙のリサイクル！

リサイクル紙しとる？

～リサイクルできる紙をしっかりと分別しよう！～

排出された『燃えるごみ』を詳しく調査すると、40～50%の紙類が混入されていることがわかりました。特に紙類の中でも、リサイクル可能な菓子箱、包装紙、封筒等の紙『資源ごみ（その他の紙類）』が多く含まれていることから、しっかりと分別し、紙リサイクルを推進しましょう。



リサイクル可能な紙類を『燃えるごみ』に入れずに、しっかりと分別紙しましょう！

1. 実施計画について

1) 計画の趣旨

ごみの排出抑制、再使用による減量化及び再生利用による再資源化の促進と適正な処理・処分を行うための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」の実現を目指すため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、平成23年度一般廃棄物(ごみ)処理実施計画を定める。

2) 計画期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

2. 一般廃棄物の排出の状況

1) 計画処理区域

本市全域とする。

2) ごみ排出量の見込み

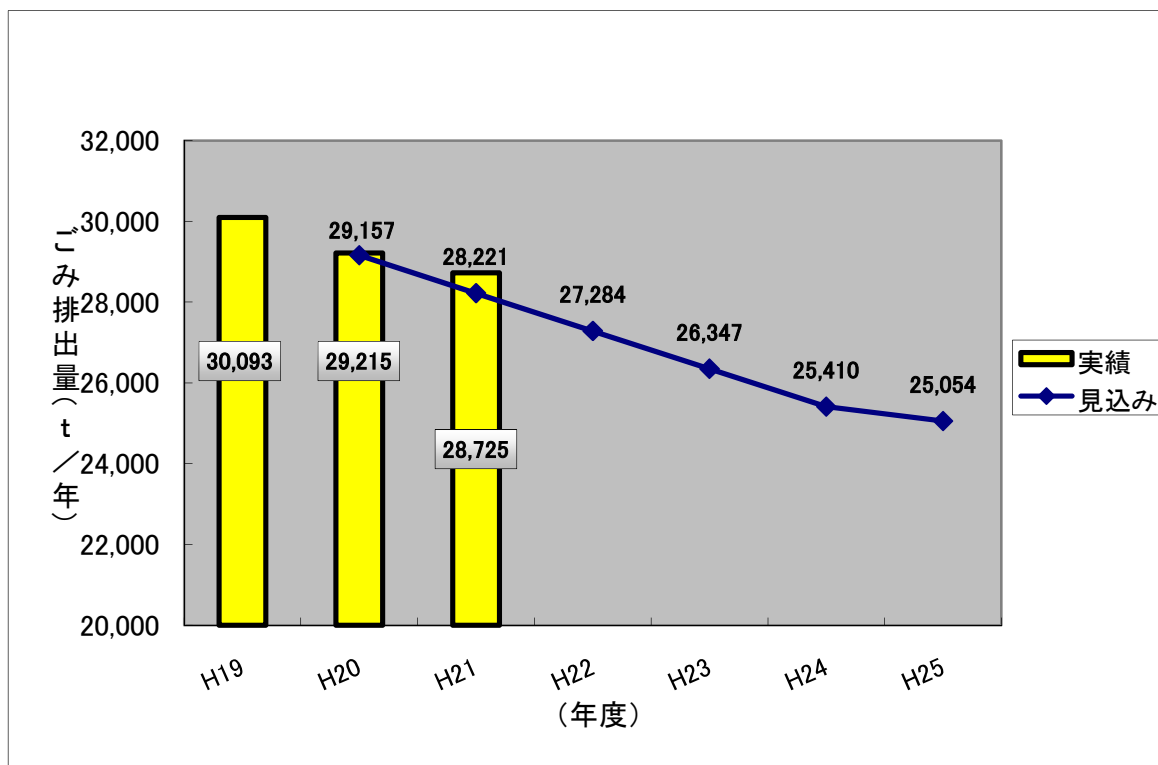
(単位：t)

区 分		21年度 (実績)	23年度 (見込み)
集 団 回 収	紙類	0	294
家 庭 の ご み	燃えるごみ	15,966	14,315
	燃えないごみ	1,164	1,160
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	826	848
	資源ごみ(紙類・布類)	1,649	1,642
	粗大ごみ	480	476
	有害ごみ	13	24
	ガレキ類	17	9
事業所 の ご み	燃えるごみ	7,313	6,549
	燃えるごみ(粗大類)	21	15
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	72	96
	ガレキ類(クリーンセンター沈砂)	4	4
その他	掘起しごみ	1,200	915
(合 計)		28,725	26,347
1人1日あたりの排出量(g/人/日)		976	920

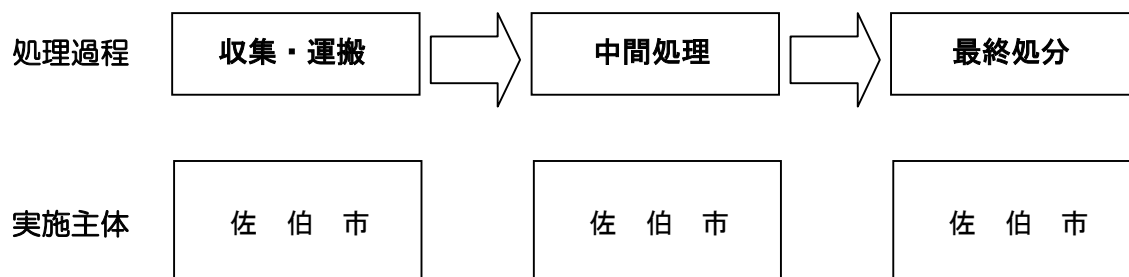
《ごみ排出量の見込み》

	単位	年 度						
		平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
見込み	t / 年	—	29,157	28,221	27,284	26,347	25,410	25,054
実績	t / 年	30,093	29,215	28,725	—	—	—	—

ごみ排出量の見込み



3. 一般廃棄物の処理主体



4. 処理計画

家庭及び事業所から排出されるごみはつぎの分別区分により、ごみの減量化・資源化を図るものとし、ごみの排出にあたっては分別区分を遵守し処理の適正化を推進する。

《実施主体》

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭のごみ	燃えるごみ	市(委託) ただし、一時的に多量に発生するごみについては、市(直営)	市(委託)	市(委託)
	燃えないごみ			
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)			
	資源ごみ(紙類・布類)			
	粗大ごみ			
	有害ごみ			
	ガレキ類	直接搬入		
事業所のごみ	燃えるごみ	排出者・許可業者	市(委託)	市(委託)
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)			
その他	掘起しごみ	市(委託)	市(委託)	市(委託)

《処理方法》

区 分		中間処理	最終処分
家庭のごみ	燃えるごみ	溶 融※	埋 立
		焼却(蒲江地区のみ)	
	燃えないごみ	破碎・選別・資源化 (可燃性残渣は 溶融※処理)	埋 立
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別・圧縮・資源化	—
	資源ごみ(紙類・布類)	資源化	—
	粗大ごみ	破碎・選別・資源化 (可燃性残渣は 溶融※処理)	埋 立
	有害ごみ	選別・資源化	—
	ガレキ類	—	埋 立
事業所のごみ	燃えるごみ	溶 融※	埋 立
		焼却(蒲江地区のみ)	
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別・圧縮・資源化	—
その他	掘起しごみ	溶 融※	埋 立

※) 溶融処理に伴って発生する、溶融スラグや溶融メタルは資源化する。

1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

1人1日56gのごみの減量化

市民、事業者、行政が各家庭や職場において、1人1日あたり56gのごみ減量を目指す。

生ごみに関する減量化の推進

生ごみ処理容器(コンポスターやボカシ容器)の無償貸与及び生ごみ処理機購入費に対する補助事業を引き続き行う。また、新規事業としてダンボールコンポストを利用するモニターを募集し、生ごみの減量化の推進を図る。

★レジ袋の削減とマイバッグの普及

レジ袋の「無料配布の中止」については、マイバッグ持参率80%以上を目標に掲げ平成21年6月から大分県全体で取り組みが開始されており、本市におけるマイバッグ持参率は平均86%(平成22年1月~12月の平均)を超えていることから、市民の本事業に対する協力と環境問題を考える意識の高さがあらわれている。

今後も引き続き、事業者及び関係団体と協働しレジ袋の削減の取り組みを進めるとともに、マイバッグ持参率の向上を図る。

★環境教育及び啓発活動の推進

市報やケーブルテレビ等を活用した啓発活動や施設見学を通じた小中学生への環境教育活動を継続して推進していく。あわせて、分別方法等についてより分かりやすい説明を行うため、出張講座等の取り組みを進める。

また、家庭や事業所で行われているごみ減量化に関する工夫やアイデアを“ごみダイエットメニュー”として広く募集し、ユニークなもの、先進的な事例や成功例については、市報や佐伯市ホームページ等を活用し情報を発信していく。

過剰包装削減の取り組み

市民は商品を購入する際、自発的に必要以上の包装を断り、また事業者は、自主的に包装の簡素化の推進を図る。

★印は、佐伯市環境基本計画重点施策

イ 再資源化の方法

“もったいねえ”を合い言葉にした再使用を推進

フリーマーケット等の開催の情報を市民に知らせ、積極的な活用を促がしていく。

リサイクル紙とる？

排出された「燃えるごみ」を詳しく調査する※と40%～50%の紙類が混入していることが判明した。特に紙類の中でも、リサイクル可能な菓子箱、包装紙、封筒等の「資源ごみ（その他の紙類）」が多く含まれていることから、今後さらなる積極的な啓発活動に取り組み、紙類の分別の徹底を促進することにより、燃えるごみの減量と紙リサイクルの推進を図る。

※本市では年4回ごみ質調査を行っている。

★「資源ごみ」のリサイクルの推進

ビン・カン・ペットボトルについては、平成20年4月から有料指定ごみ袋制が廃止されたこともあり、回収量は着実に増加している。分別方法については、概ね良好であるが、飲み残しの入ったものや異物などが混入されるケースもあり、今後もごみの分別マナーを徹底し、さらにリサイクルの推進を図る。

家庭ごみの正しい分別と排出マナーの向上

各家庭に「家庭ごみ収集日程表」を配布するとともに、ケーブルテレビを使った啓発番組等の広報活動を行う。また、婦人会、老人会を始めとする各種団体への出張講座等の取り組みを進め、正しい分別方法と排出マナーのさらなる向上を図る。

★ごみ分別指導員の育成

普及啓発や排出指導の強化を行っていくとともに、各地域、事業所においてごみの分別や排出のマナーを指導できる人の育成を進めるためリーダー研修を行い、リーダーとしての知識、資質を身につけられるよう取り組みを行う。

★印は、佐伯市環境基本計画重点施策

ウ 再資源化量の見込み

① 再資源化量の内訳

(単位：t)

	23年度（見込み）
集団回収量	294
直接資源化量	1,685
中間処理後資源化量	4,321
（合計）	6,300

② 資源物の内訳

(単位：t)

資源物名	23年度（見込み）
溶融スラグ	2,816
紙類・布類	1,979
溶融メタル	650
スチール(鉄)	399
ガラスカレット	269
ペットボトル	102
アルミ	58
乾電池、蛍光管	24
リターナブルビン	2
その他	1
（合計）	6,300

エ 関連施設の概要

① 溶融スラグ、溶融メタル

施設名	処理方式	処理能力
エコセンター番匠 ガス化溶融施設	全連続シャフト炉式ガス化 溶融方式	110t/日(55t/24h×2炉)

② 紙類・布類、スチール(鉄)、ガラスカレット、アルミ、乾電池、蛍光管、ペットボトル、その他

施設名	処理方式	処理能力
エコセンター番匠 リサイクルプラザ	破碎、選別、圧縮処理	33t/5h

2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬するごみ量の見込み

(単位：t)

区 分		23年度(見込み)
家庭のごみ	燃えるごみ	14,315
	燃えないごみ	1,160
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	848
	資源ごみ(紙類・布類)	1,642
	粗大ごみ	476
	有害ごみ	24
	ガレキ類	9
事業所のごみ	燃えるごみ	6,549
	燃えるごみ(粗大類)	15
	資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	96
	ガレキ(クリーンセンター沈砂)	4
その他	掘起しごみ	915
(合 計)		26,053

イ 収集区域の範囲

市全域を対象とし、家庭のごみについては4つの地域に分けて委託業者により行う。



※事業所のごみについては、事業者が自己搬入するか市が許可する収集運搬許可業者に委託をする。

ウ 収集回数と方法

① 収集方法と頻度※

区 分		収集容器		有料・無料	収集場所	収集頻度
家庭のごみ	燃えるごみ	指定ごみ袋		有 料	集積所	1週間に2回
	燃えないごみ					4週間に1回
	資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	透明袋(半透明袋)		無 料		2週間に1回
	資源ごみ(紙類)	ひも等				
	資源ごみ(布類)					
	粗大ごみ	佐伯・上浦地域	定期収集なし			
		上記地域以外	ステッカー	有 料	集積所	4週間に1回
有害ごみ		佐伯地域	透明袋(半透明袋)又は、 購入時の箱	無 料	指定場所	随時
	佐伯地域以外	集積所			1週間に2回	
事業所のごみ	法令等により 区分されたもの	許可業者による収集				

※ 自己搬入を除く。

② ごみ処理手数料

区 分		手 数 料		
家庭のごみ	委託収集	指定ごみ袋	大(45リットル用)	30円/枚(10枚入り販売)
			小(20リットル用)	15円/枚(10枚入り販売)
		粗大ごみステッカー	100円/枚	
	直営収集	一時的に多量に 発生するごみ	大型車(2トン車)	4,200円/台
			中型車(1トン車)	2,100円/台
			小型車(軽トラック)	1,050円/台
	自己搬入	燃えるごみ	50kgまで	50円
燃えないごみ		50kg超100kgまで	100円	
粗大ごみ		100kgを超えるとき	10kgごとに50円を加算	
事業所のごみ	許可業者・自己搬入	法令等により 区分されたもの	10kgまで	100円
			10kgを超えるとき	10kgごとに100円を加算

③ 収集・運搬体制※¹

地 域		収集車両		収集形態
家 庭 の ご み	A地区（佐伯地区南部）	3トンパッカー車	5台	委 託
	B地区（佐伯地区北部・上浦）	3トンパッカー車	6台	
	C地区（弥生・本匠・宇目・直川）	3トンパッカー車 1.5トントラック	4台 1台	
	D地区（鶴見・米水津・蒲江）	3トンパッカー車 1.5トントラック	4台 1台	
	市全域（一時的に多量に発生するごみ）	2トントラック 1トントラック 軽トラック	2台 1台 1台	直 営
事業所のごみ※ ₂	市全域	許可車両		許 可

※¹ 自己搬入を除く。

※² 事業所のごみについては、法令等の規定により区分された一般廃棄物のみとする。

④ 中継施設の概要

【該当なし】

③) 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

① エコセンター番匠

所在地		佐伯市東浜1番38号
建設年月		(着工)平成12年10月 (竣工)平成15年3月
ガス化溶融施設	処理能力	110 t / 日 (55 t / 24 h × 2 炉)
	処理対象	燃えるごみ、破碎・選別処理残渣 等
	処理方式	全連続シャフト炉式ガス化溶融方式
	余熱利用	蒸気タービン発電 [1,600kW]
リサイクルプラザ	処理能力	33 t / 5 h
	処理対象	燃えないごみ、資源ごみ(飲食用のビン・カン・ペットボトル)、粗大ごみ
	処理方式	破碎、選別、圧縮処理

② エコセンター蒲江

所在地		佐伯市蒲江大字蒲江浦1234番地
建設年月		(着工)平成5年5月 (竣工)平成7年3月
焼却施設	処理能力	18 t / 日 (9 t / 8 h × 2 炉)
	処理対象	燃えるごみ
	処理方式	準連続機械化バッチ燃焼方式
	余熱利用	場内給湯

イ. 中間処理量の見込み

(単位：t)

区 分		23年度(見込み)	計
エコセンター番匠	ガス化溶融施設	燃えるごみ	17,667
		破碎・選別処理残渣	1,756
		その他	2,241
	リサイクルプラザ	燃えないごみ	1,162
		資源ごみ (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	944
		粗大ごみ	489
有害ごみ		24	
エコセンター蒲江	焼却施設	燃えるごみ	1,821
(合計)			26,104

ウ. 残渣の処理及び処分方法

(単位：t)

区 分		処理処分方法	23年度（見込み）		
エコセンター 番 匠	ガ ス 化 溶 融 施 設	溶融スラグ	2,816		
		溶融メタル	650		
		溶融飛灰	1,083		
	リサイクル プ ラ ザ	古 鉄	資 源 化	182	
		破碎鉄		63	
		スチール缶プレス		154	
		アルミ缶プレス		58	
		ガラスカレット		269	
		乾電池・蛍光管		24	
		リターナブルビン		2	
		再利用引渡品		1	
		ペットボトル		102	
		ガレキ類		埋 立	8
		破碎・選別処理残渣		溶融処理	1,756
エコセンター 蒲 江	焼却施設	焼却残渣	埋 立	237	

4)最終処分計画

ア. 最終処分場の概要

① 佐伯一般廃棄物最終処分場

所在地		佐伯市大字長良字沖ノ島
埋立処分場	供用開始	昭和58年5月
	埋立面積	27,483 m ²
	埋立容量	114,729 m ³
	残余容量	(平成22年3月末現在) 19,979 m ³
	埋立対象物	溶融飛灰、ガレキ類
	埋立方法	セル方式、準好気性埋立
浸出水処理施設	処理能力	145 m ³ /日
	処理方法	(流入) → 接触曝気 → 凝集沈殿 → 砂ろ過 → 活性炭吸着 → 滅菌 → (放流)

② 蒲江一般廃棄物最終処分場

所在地		佐伯市蒲江大字蒲江浦 1222 番地 3
埋立処分場	供用開始	平成13年4月
	埋立面積	4,300 m ²
	埋立容量	25,000 m ³
	残余容量	(平成22年3月末現在) 14,833 m ³
	埋立対象物	焼却残渣、ガレキ類
	埋立方法	サンドイッチ・セル方式、準好気性埋立
浸出水処理施設	処理能力	35 m ³ /日
	処理方法	(流入) → カルシウム除去 → 接触曝気 → 膜処理 → 活性炭吸着 → クレト処理 → 滅菌 → (放流)

イ. 最終処分量の見込み

(単位: t)

	埋立対象物	23年度(見込み)	計
佐伯一般廃棄物 最終処分場	溶融飛灰	1,083	1,104
	ガレキ類	21	
蒲江一般廃棄物 最終処分場	焼却残渣等	244	244
(合計)			1,348

5) 住民に対する広報、啓発活動

正しい分別方法や排出マナーの向上を推進するため、市報やケーブルテレビ等を活用し広報、啓発活動に取り組む。また、3Rの推進を図るため婦人会や老人会等を始めとする各種団体に対し出張講座等の活動に取り組む。

6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア. 一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物

① 金属くず

いわゆる空きカンのことを指す。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第2項の特定容器(②及び③において単に「特定容器」という。)のうち飲食用に供されていた鋼製又はアルミニウム製の缶が同条第4項の容器包装廃棄物(②において単に「容器包装廃棄物」という。)となったものと同等のものに限る。)

② ガラスくず

いわゆる空きビンのことを指す。

(特定容器のうち飲食用に供されていたガラス製の瓶が容器包装廃棄物となったものと同等のものに限る。)

③ 廃プラスチック類

いわゆるペットボトルのことを指す。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号)別表第一の7の項に規定する商品の容器に限る。)

④ 日常生活から排出されるものと同等、同量のもの

⑤ その他市長が必要があると認めるもの

イ. 適正処理困難物

① 廃棄物処理法第6条の3第1項による適正処理困難物

廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）

② 市が定める処理困難物

自動車、バイク（原付含む）、スクーター、バッテリー、塗料、ペンキ、廃油、石油、灯油、食用油、化学薬品、農薬、殺虫剤、ピアノ、消火器など

※これらの処理困難物については、販売店等での適正な処理を推進する。

ウ. 家電リサイクル対象品

購入した小売店、又は収集運搬許可業者に指定引取場所までの運搬を依頼するか、排出者自らが指定引取場所に搬入するかして処理を行う。特に、平成23年7月24日からの「地上デジタル放送完全移行」に伴うテレビの買い換え等の駆け込み需要が見込まれるため、適正な処理方法を推進するための啓発活動に取り組む。



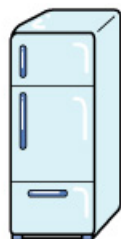
テレビ
（ブラウン管）



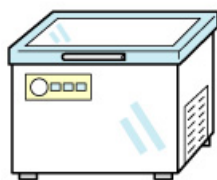
テレビ
（液晶、プラズマ）



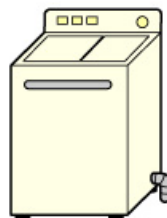
エアコン
（室外機を含む）



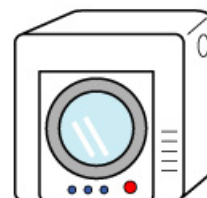
冷蔵庫



冷凍庫



洗濯機



衣類乾燥機

エ. パソコンリサイクル対象品

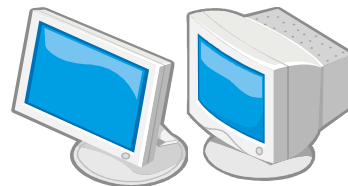
排出者が、製造事業者に直接依頼して処理を行う。



ノートブックパソコン



デスクトップパソコン



パソコン用モニター